

日行連発第 1834 号
令和 5 年 3 月 24 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
国際・企業経營業務部
部長 水野 晴夫

「本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得に関する報告書」について（周知）

標記につきまして、今般、財務省国際局調査課より外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下「外為法」という。）に基づく、「本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得に関する報告書」の提出の周知徹底について協力依頼がございました。

外為法では、非居住者が本邦にある不動産又はこれに関する権利を取得した場合には、当該非居住者に対し、本人等の居住の用に供する等、一定の要件に該当する場合を除き、事後的に当該取得に係る財務大臣への報告書の提出が義務付けられております。

当該報告書の書類作成・代理提出は、行政書士業務にあたることから、行政書士による一層の取組が期待されています。

つきましては、下記 1 のとおり資料等をお送りいたしますので、会員への周知をよろしくお願い申し上げます。

なお、本件については、財務省国際局調査課外国為替室より Teams によるオンライン説明会を開催するとのことです。詳細は下記 2 のとおりとなりますので、各単位会におかれましては、各開催日程のうちいずれかにご参加くださいますようお願いいたします。

記

1 送付物

- (1) 「本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得に関する報告書」について（令和 5 年 3 月 10 日付・事務連絡）
- (2) リーフレット
- (3) 「本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得に関する報告書」（別紙様式第二十二）の様式及び記入の手引
- (4) 外為法の関係条文

